

Title	母と子の間：『義経記』ノート・ 1
Sub Title	
Author	岩松, 研吉郎(Iwamatu, Kenkichiro)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1987
Jtitle	三田國文 No.7 (1987. 6) ,p.38- 40
JaLC DOI	10.14991/002.19870600-0038
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19870600-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

母と子の間 — 『義経記』ノート・1

岩松研吉郎

渋川版御伽草子の『蛤の草紙』の主人公しじらは、つりあげた蛤から出現した美女に結婚をせまられた時、とりあえず拒否した。

あら恐ろしや思ひも寄らぬ事なり。われははや四十に成候へども、いまだ女房ももたず候、其いはれば、六十に余りたる母を一人もち候へば、もしわれ女房をもち候はゞ、心もそばに成て、母を無沙汰にあつかひ申さん事もや候はんと思ひ、母の氣をそむくと存候へば、妻をもつ事思ひも寄らぬ事や

明暦刊本『はまぐりはたおりひめ』の、これに対応する部分はこのごとくである。

われははや。四十になり候へども。女ばうを。もたず。そのいわれは。六十に。あまりたる。はゝを。もちて候へば。女ばうお。もつならば。心そばになり。さだめて。母を。ぶさに。あつかひ。申さん。事なれば。とて。はゝのきを。そむき候へども。女ばうをば。もたず。おもひもよらぬ。事や

両者は、「母」が子を結婚させたいか否かで反対の文脈になっているが、子が母の「き」を判断理由にしている点ではおなじである。「き」を「氣」「議」「義」どれにあてるか、先行注釈に区々はあっても、母の意向を子がおもんばかっている、との理解にさし

つかえはない。

一方、『秀祐之物語』では、蛤の中の珠が変じた娘が「しかるべくは我をぐそくし給へ」とせまると、しうゆうは、

これほどの、うつくしき、女ばうなればぐそくしまいらせんとすぐ家へつれてゆく。彼は家で「父」をやしなっているのである。

子が父に対して、その意向を斟酌しないことは、奈良絵本『はまぐり』でも同様で、「わが身も、女ばうをむかへなば、もしも、おやにふかうのこゝろさしもやつくべきと、よそちにあまるまで、つゝに女ばうをもたず」にいるしかうは、女の言葉に即座に応諾する。さらば、われらがすみかは、見ぐるしくさふらへども、いらせたまへ

これらの△蛤△系諸篇が関連をもつとされる中国説話は、渋川版御伽草子で『二十四孝』の「董永」としてあらわれるが、ここでも「妻になるべし」という「美女」は、父をやしなう董永の家にやすやすと「共に行」くこともつけくわえておこう。

△蛤△系諸テキストの相互関係はここでは問題としない。注意したい点は、「母」とその「き」が、「子」のあり方を制約していることであって、母への孝行は、(孝行一般が、いわゆる御伽草子でも

子の「義務」であるのに対し）あたかも母の「権利」であることが印象づけられるのである。

『平家物語』の祇王説話の場合、「とち」なるいみじくも端的な名であられる祇王の母は、やはり子に対して同様にふるまう。いわば「孝養」の強要といつてよいが、事情は以下の形である。

仏御前の登場で清盛のもとを退去させられた祇王に、「参つて今様をも歌ひ……仏なぐさめよ」と清盛からのめしだしがつたえられる。意地でこぼむ祇王にとちが「教訓しけるは」

召さんに参らねばとて、命をうしなはるるまではよもあらず。

唯都の外へぞ出されんずらん。縦ひ都を出さるるとも、わごせたち……：すごさん事やすかるべし。年老い衰へたる母、都の外へぞ出されんずらむ、ならばぬひなの住ひこそ、かねて思ふもかなしけれ。唯われを都のうちにて、住み果てさせよ。それぞ今生後生の孝養と思はむずる。

やむなく参上した祇王は、帰宅して、屈辱にたえかねるから「今はただ身を投げんと思ふなり」という。母は、「理なり」としつ、しかし「又教訓しけるは」と、「権利」を行使する。

わごせ身を投げば、妹も共に身を投げんといふ。二人の娘共におくれなん後、年老い衰へたる母、命生きてもなににかはせむなれば、我も共に、身を投げむと思ふなり。いまだ死期も来らぬ親に、身を投げさせん事、五逆罪にやあらんずらむ。

ほとんど脅迫といつてよいが、これによつて子はしぬことをやめるから、母の意向はつらぬかれたわけである。——こうして、母は子に対して「優越」的であるのだが、さらに「専権」的といつてよい形もある。おなじ『平家物語』の「小宰相身投」である。

夫・平通盛の討死をきいた小宰相は、はじめての子を身ごもつているのだが、自殺しようとかんがえる。

をんなはさやう〔出産〕の時、十に九つはかならず死ぬるなれば、恥ぢがましきめを見て、むなしうならんも心憂し。しづかに身々となつてのち、をさなき者をもそだてて、なき人のかたみにも見はやとは思へども、をさなき者を見んたびごとには、昔の人のみこひしくて、思の数はつもるとも、なぐさむ事はよもあらず。つひにはのがるまじき道なり。

ここにしめされる論理の中では、夫と（将来の）子とが対比されつつ、後者は自身とともに劣位におかれている。一方、自身は夫に對し、「いきてゐてとにかくに人をこひしと思はんより、ただ水の底へいらばや」という形でむすびつこうとしているのだから、結局子が顧慮されぬことになる。

そこで、めのとの女房が「御身一つのこととおぼしめすべからず。しづかに身々とならせ給ひてのち、をさなき人をもそだて参らせ……：御様をかへ……：なき人の御菩提をもとぶらひ参らせ給へかし」と、良識のにとどめても、すぎをみて小宰相は入水をとげるのである。生前の夫が「三十になるまで、子といふものなかりつるに、あはれ男子にてあれかし」と心をこしていた胎児について、以下何もかたられない。

ところで、ここで引用した本文は、高野本『平家物語』だが、その「小宰相身投」は、章段名に「以他本書入」の傍記がある。また「祇王」章段が、『平家物語』諸本で、存否・位置が様々であることをもかんがえるなら、母の優越ないし専権が問題になる部分は、テキストの流動のおおきい所にかかわる、ともかんがえられる。

母の権利—優越—専権というモティーフについて当然問題となる事柄は、母↓子なる基本形にとどまらず、母(Ⅱ祖母)↓子(Ⅱ母)↓子というかさなりの形式にあって事情がどうであるか、との点である。小宰相の場合は、夫↓妻(Ⅱ母)↓子の形式の中で、夫と妻の結合(同化)をへて、母↓子の関係に帰着したわけだが、結合・同化しえぬ母↓子の累加の場合である。

『義経記』は「常盤部落の事」でこれを問題にする。今若・乙若・牛若を具してにげた常盤をとらえるために、清盛が、常盤の母を「六波羅へ取りいだして、糾問」する、そのことで常盤が直面したアポリアの形である。

母のいのちを助けんとすれば、三人の子ども斬るべし。子どもを助けんと思へば、老いたる親のいのち失せなんとす。

選択は、論理としては簡明におこなわれる。

親の嘆き、子の思ひ、いづれもおろかならざれども、親には子をばいかが代ゆべき。

すなわち、母と子(常盤)で母が優越する、同様に母(常盤)と子で母が優越する、故に——という論法である。が、「故に」子はきられてやむなし、という判断は明示されない。

親の孝養する者は、堅牢地神も納受したまふなれば、子どものもとなりなと思ひつつ、三人の子どもひき具して、泣く泣く

京へぞ行きける

期待によって、判断は曖昧化されておき、子への母の専権は、「泣く泣く」行使されようとしているだけである。

一方、おなじ状況について『靡常盤』は、『義経記』で「親には子をばいかが代ゆべき」とだけいった点を、理由をしめして鮮明に

かたり、それによって、母の専権をまはつきりさせている。

子をばまふけて又みれど親を二度みる事なし。今は力にをよばれず。三人の若子共を母うへの御命に取かへばやと〔常盤は〕おほしめし

無論、結果としては、子はたすかることになる。しかし、『義経記』よりも、幸若舞曲の方で、前述のモティーフがより明確にうちだされている点は、多少注意してよいとおもわれる。「子二度有るべし、母は二度有るべからず」と『二十四孝』の「郭巨」にもあり、ふるい来歴と一定の定型化とを、そのモティーフについて、それはしめしているのでもあるが、はたらきをもって、このモティーフがテキストにあらわれる時、何分かかたりの場にちかひ性質の部分であること、——要点はここにあるとかがえられる。

母↓子(Ⅱ母)↓子(Ⅱ母)↓……という、不可逆の生物的連鎖関係を、そのままに反映した形が、いわば「母・子か」との問題を内包するモティーフなのであり、そこには、近代以後の文脈では、もっぱら相互牽引的(または裏がえしとして反撥的)にあらわれる「母と子」という形をつらぬくモティーフとことなるものがあるわけである。「母性」や「児童」概念の近代性という、社会史の指摘は、背後に、中世のそのようなモティーフをもっている、とてもよい。ある種のテキストの分析視角として、以上の点は留保すべきものであるだろう。(この項・了)

* テキストは次のものによる。濁点を私に付した場合がある。

- 1 『蛤の草紙』 日本古典文学大系『御伽草子集』 2 『はまぐりはたおりひめ』 『室町時代物語大成』 10 3 『桑柘之物語』 同 7 4 『はまぐり』 同 11 5 『二十四孝』 日本古典文学大系『御伽草子集』 6 『平家物語』 日本古典文学全集 7 『義経記』 同 8 『靡常盤』 『幸若舞曲研究』 1